

川越幼稚園電話設備更新工事

図番	図面名称
E01	電気設備工事 特記仕様書（１）
E02	電気設備工事 特記仕様書（２）
E03	電気設備工事 特記仕様書（３）
E04	電気設備工事 配置図
E05	【園舎】改修前 １階平面図
E06	【園舎】改修前 ２階平面図
E07	【園舎】改修後 １階平面図
E08	【園舎】改修後 ２階平面図

特 記 事 項	【建築設備の設計に関し意見を聴いた建築設備士】			MAINO 株式会社 前野建築設計 管理建築士 一級建築士 第320204号 前野 将輝	代表設計者	設計担当	設計担当	設計担当	設計担当	法適合確認	作図 前野 将輝 検図 前野 将輝	工事名称	設計日	
	第 28D1-0077MT 号 エーエフ環境技術オフィス 水谷 浩											川越幼稚園電話設備更新工事	R08/03/24	
												図面名称	縮 尺 A3: NS A1: NS	図面番号 E000
												図面目録		

電気設備工事特記仕様書

Ⅰ. 工事概要

1. 工事名称川越幼稚園電話設備更新工事

2. 工事場所三重郡川越町豊田一色 地内

3. 建物概要建築図による

4. 工事種目

下記において●印を付した工事を対象とする。

・電力設備

・受変電設備

●通信・情報設備

・構内配電線路

・電力貯蔵設備

・発電設備

・中央監視制御設備

・医療関係設備

・その他

Ⅱ. 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。

・三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月制定版）（令和7年7月一部改定）

・三重県建設工事業務必携（令和7年4月1日版）

・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築、電気、機械設備工事編 令和7年版）「公共建築改修工事標準仕様書」（建築、電気、機械設備工事編 令和7年版）「公共建築設備工事標準図」（電気、機械設備工事編 令和7年版）

・電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準）

・電気工事業の業務の適正化に関する法律

・電気工事士法

・労働安全衛生法

・消防関連法規（条例・所轄署指導要領を含む。）

・電力会社供給約款

・その他関連法令、関連諸基準

Ⅲ. 一般共通事項

下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。

1. 一般事項

（1）工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に念かつ誠実に施工すること。

（2）設計図面に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上的誤記及び記載漏れ等に関与する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することを得来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。

なお、設計図書のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。

（3）他工事との取合い不足による当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。

2. 技術検査

中間技術検査実施回数（＊）回実施する段階（＊＊＊）

3. 火災保険等

三重県建設工事請負契約書第53条第1項の規定により、火災保険、組立保険又はその他の保険等に加えし、その加入証券等を提示しなければならない。

① 保険の目的物工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）

② 保険の加入期間工事着手後速やかに加入し、完成引渡しまでの間

③ 保険金額原則として請負金額に相当する金額

④ 被保険者発注者、請負者及びその全ての下請負人

4. 足場等

●別契約の関係受注者（下請け工事の場合は元請け）が設置したものは無償で使用できる。

・本工事で設置する。

足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの別紙「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編第2章2.2.2より足場の種別は以下による。

・単管足場

・くさび緊結式足場

・枠組足場

・脚立、可搬式作業台

・移動式足場

・移動式昇降足場

・高所作業車

高さが5m以上の箇所で作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能坠落制止用器具はフルハーネス型とし、「坠落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）によるものとする。

5. 三重県産業廃棄物税

本工事はに産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。

6. 電気工作物の種類

・一般電気工作物

・自家用電気工作物

7. 電気工事士

電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。

8. 電気工事業の業務の適正化に関する法律

電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

9. 電気保安技術者

電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。

また、電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、工事の調整にあたる指導を受けるものとする。

Ⅳ. 施工仕様

下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。

1. 既設設備等の調査

既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着手前に十分な調査を行うこと。

（1）地中埋設管路

1）項目

・埋設配管

・構造物

・その他（）

2）調査範囲

・埋設ルート

・その他（）

（2）貫通及びはつり

1）項目

・鉄筋

・配管

・その他（）

2）調査範囲

・施工部分

・その他（）

（3）既設との取合い

1）項目

●接続箇所

●増設箇所

・その他（）

2）調査範囲

・施工部分

・その他（）

2. 施工上の測定等

改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。

3. 耐震基準

耐震措置の計算及び施工方法は、次の基準を適用する。

（1）「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成25年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

（2）「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（一財）日本建築センター）

4. 耐震施工

（1）想定される地震に設備を対応させる。

（2）耐震計算書を監督員に提出する。

（3）耐震計算書に使用する諸条件は、以下とする。

1）耐震安全性の分類

構造体（ ）類、建築非構造部材（ ）類

2）機器等の地震力

機器名

設置階（ ）、設計標準震度（ ）、地域係数(1.0)

（1）穴開け及び補修

・なし

・あり

（貫通場所及び口径は別図による）

（2）溝はつり及び補修

・なし

・あり

（はつり深さは別図による）

6. あと施工アンカー

性能確認試験及び施工確認試験

・行う

・行わない

7. 基礎の配線ビット

基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。

8. 配管・配線の耐震処置

建物引込部の配管の耐震処置

・行う

・行わない

建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置

・行う

・行わない

9. 最上階の埋込配管

最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。

10. 露出配管

（1）雨外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。

（2）附属品は、ねじ込み形を使用する。

（3）壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分（2m以下）の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。

（4）通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。

（5）監督員の指示がある場合は、上記に依らずその指示に従う。

11. 合成樹脂管

（1）合成樹脂管の管端には、プッシングを取り付ける。

（2）原則として屋外の露出には使用しない。（PＦ管）

（2）特別管理産業廃棄物

・変圧器

・コンデンサ

・その他（）

現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。

なお、施工に際してPＣＢ等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。

（3）現場内において再利用を図るもの

・発生日

・その他（）

（4）再資源化を図るもの

・コンクリート塊

・アスファルトコンクリート塊

・建設発生木材

・（）

（5）水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うもの

・蛍光灯ランプ

・HIDランプ（高輝度放電ランプ）

・その他（）

「水銀廃棄物ガイドライン 第4版」（令和7年3月 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課）に基づき適切に処理すること。

（6）発注者へ引き渡すものについては「現場発成品調書」を提出すること。

また、再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。

（7）引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。

21. 電子納品

（1）工事写真は「営繕工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編）」等に基づき、電子媒体で提出すること。

（2）工事完成図書は「営繕工事に係る電子納品マニュアル（工事完成図書編）」に基づき、電子媒体で提出すること。

22. 官公署への手続き

工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。

なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。

・消防設備関係

・電気工作物関係

・受電関係

・通信関係

・建設工事関係

・その他（）

23. 消防法関係の手続き

（1）消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成

・本工事（・建築工事

・電気設備工事

・機械設備工事）

・別途工事

（2）防火対象物使用開始届出書書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。

24. 工事前仮設物

構内への設置

・できる（施設管理者と協議）

・できない

25. 工事前電力、水、その他

（1）本工事に必要な工事前電力、水等の費用は受注者の負担とする。

（2）本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の選任及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。

26. 工事中等の保安監理

電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。

27. 搬入計画

大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（厚、天井高さ、搬入経路上の曲がり等）、障害物（足場等）、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受人検査の方法等を記載し監督員に提出する。

28. 製品確認

発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。

29. 機材等の検査及び試験

検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。

30. 完成確認及び完成検査時等の電源確保

機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。

31. 完成時の操作説明

総合盤等操作に必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項を作成し、機側に備えるものとする。

32. 下請次数制限及び県内（管内）企業優先使用

（1）本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。

なお、その次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。

（2）本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するように努めること。また、工事場所を所管する建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。

なお、県外企業を下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。

33. 総合評価方式

総合評価方式の工事において、技術提案の不履行があった場合は、本工事の完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の技術評価点（満点）の1割を減点する。また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は不履行工事件数に応じて、発注工事の技術評価点（満点）を減点する。

なお、県外企業を下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。

34. 不当介入を受けた場合の措置

暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について

（1）受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（2）（1）により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。

（3）受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

35. 主任技術者又は監理技術者

（1）技術者要件

工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事の入札公告で定める技術者要件を満たす者としなければならない。

（2）専任を要しない期間

1）現場施工に着手するまでの期間
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。

（2）品質計画

品質計画については、監督員の承諾を受けること

11. 測定機器の校正等

試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書（写）又は有効期限内の精度保証書（写）等を提出する。

また、照度計、騒音計、振動レベル計等の特定計量器を用いて計測する場合は、計量法に基づく検定に合格し、かつ検定有効期限内のものを使用する。

12. 施工計画等

受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。

なお、書類の作成においては、関連する関係者と十分に調整すること。

① 総合施工計画書

包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。

② 工種別施工計画書（施工要領書）

各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。

③ 施工図（プロット図、平面図、展開図、各種詳細図）

主要機器、重量機器、3kg超過吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。

④ 耐震計算書、幹線計算書等

⑤ 照度分布図、センサ動作範囲図など

13. 機材等

工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。

① 使用機材届出書

② 機器明細図

使用機材届出書に記載のもの他、監督員の指示による。

③ 各種計算書

設計図書による他、監督員の指示による。

④ 機材の品質・性能証明

設備機材については、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料（「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（一社）公共建築協会）による場合は評価書の写し）を監督員に提出する。また、品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努め、「みえ・グリーン購入基本方針」に準ずること。

建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。

三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員との協議による。

（認定製品の品名：）

下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努めること。

（認定製品の品名：間伐材製工事前バリケード・看板・標示板・（）

14. 工事写真

営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和5年版））に従い、工事写真を撮影すること。

なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（令和5年3月1日付け国営建技第14号）」による。

15. 施工条件

監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。

（1）施工可能日

・指定なし

・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等）

●指定あり

指定日（・施設休業日

●打ち合わせ

・その他（）

（2）施工可能時間帯

・指定なし

・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等）

●指定あり

指定時間（・（）時～（）時

●打ち合わせ

・その他（）

（3）概成工期

・適用する（工事期日より（）日前）

・適用しない

（4）その他（）

16. 埋蔵文化財調査

工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。

なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。

17. 部分引渡し

部分引渡し等がある場合は協力すること。

・部分引渡しあり

・部分使用あり

該当部分（）

時期（）

18. 事故の発生時

工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。

なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。

19. コプリス・プラスへの登録

請負金額100万円以上の工事について、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」（建設資材の搬入がある場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物の搬出がある場合）を作成し、施工計画書に含めて監督員へ写しを提出するとともに法令等に基づき、再生促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

また、工事完了後には「再生資源利用実施書」（建設資材の搬入があった場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物の搬出があった場合）をすみやかに作成し、監督員へ写しを提出すること。

なお、各計画書及び実施書の作成等は、J A C I Cが運営する「コプリス・プラス」に登録のうえ、行うこと。

20. 発生材の処理等

・本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」施行令で定める建設工事の規模に関する基準（建築設備工事は、新営、改修を問わず請負金額1億円）以上の工事である。

分別解体等及び特定建設資材の再資源等の実施について適正な措置を講ずることとする。工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工種

・新築

・増築

・修繕

・機構修

・解体

・その他（）

分別解体の方法

・手作業

・手作業、機械作業併用

（1）引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。（）

特記事項

【建築設備の設計に関し意見を聴いた建築設備士】

第 2801-0077MT 号 エーエフ環境技術オフィス 水谷 浩

代表設計者

設計担当

設計担当

設計担当

設計担当

法適合確認

作成

確認

工事名称

川越幼稚園電話設備更新工事

設計日

R08/03/24

図面名称

電気設備工事 特記仕様書 1

縮尺

A3-NS
A1-NS

図面番号

E001

一級建築士事務所 一重県知事登録 第1-099号

株式会社 前野建築設計

管理建築士 一級建築士 第320204号 前野 将輝

代表設計者

設計担当

設計担当

設計担当

設計担当

法適合確認

作成

確認

工事名称

川越幼稚園電話設備更新工事

設計日

R08/03/24

図面名称

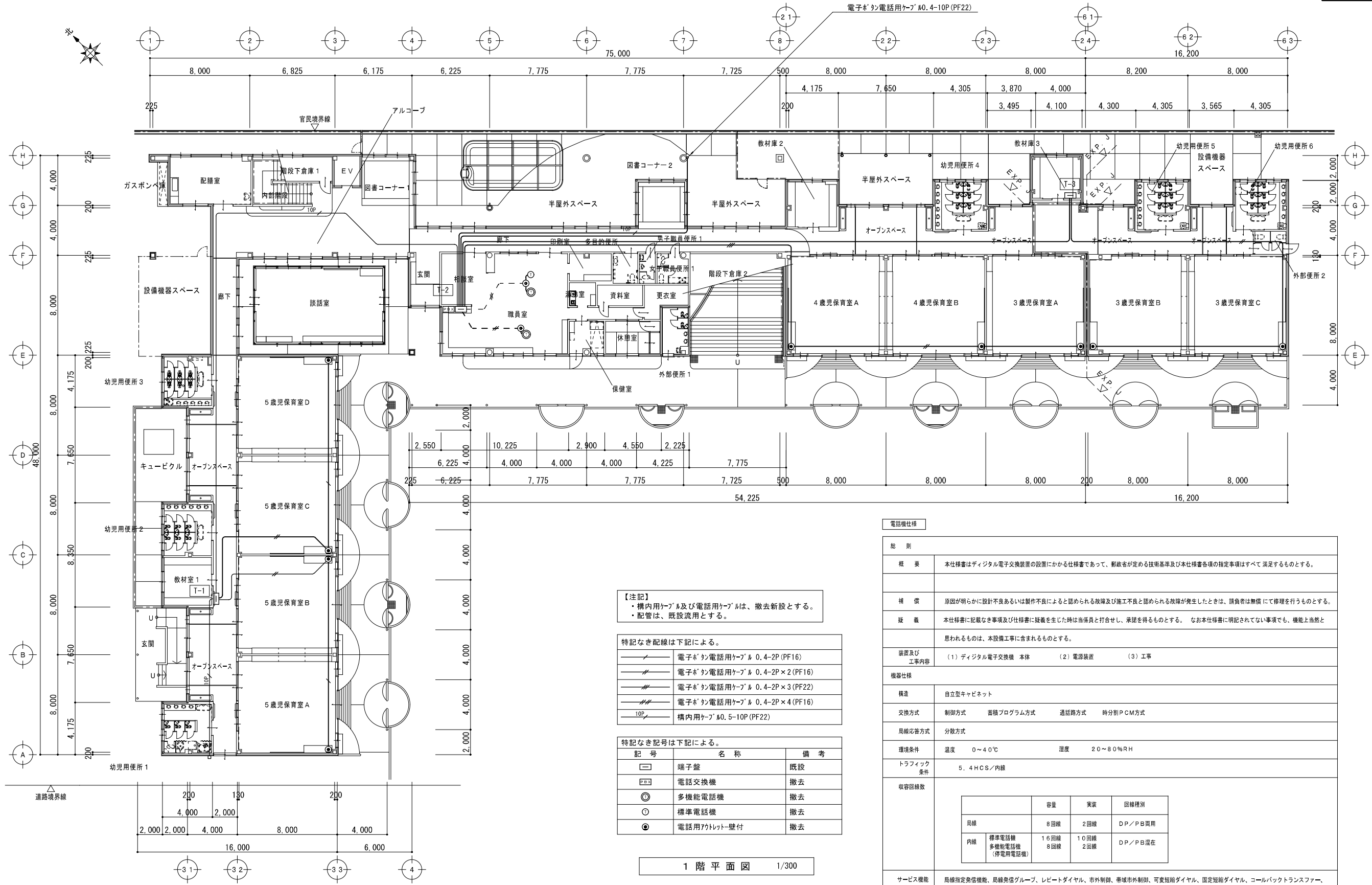
電気設備工事 特記仕様書 1

縮尺

A3-NS
A1-NS

図面番号

E001



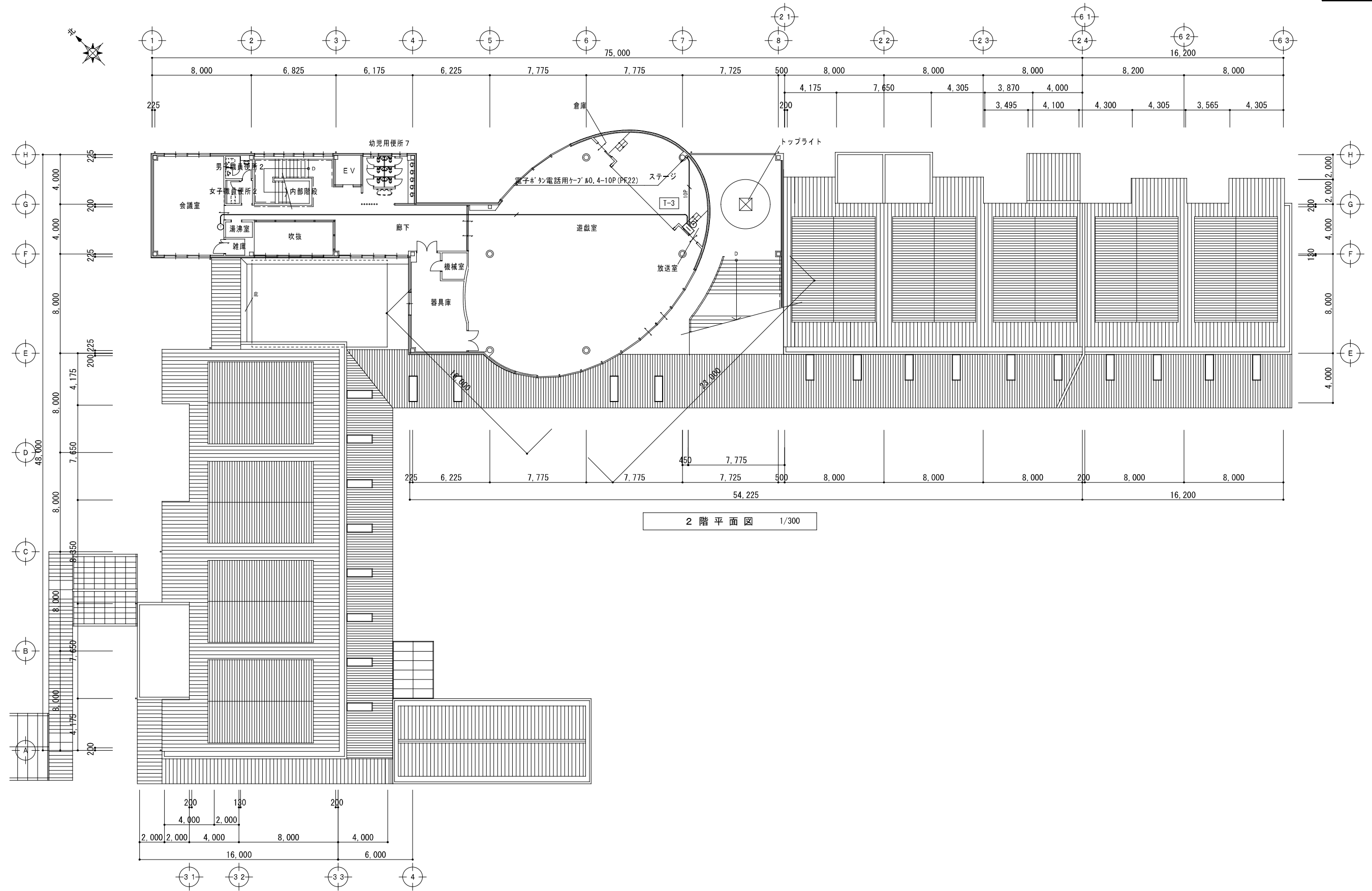
【注記】
・構内用ケーブル及び電話用ケーブルは、撤去新設とする。
・配管は、既設流用とする。

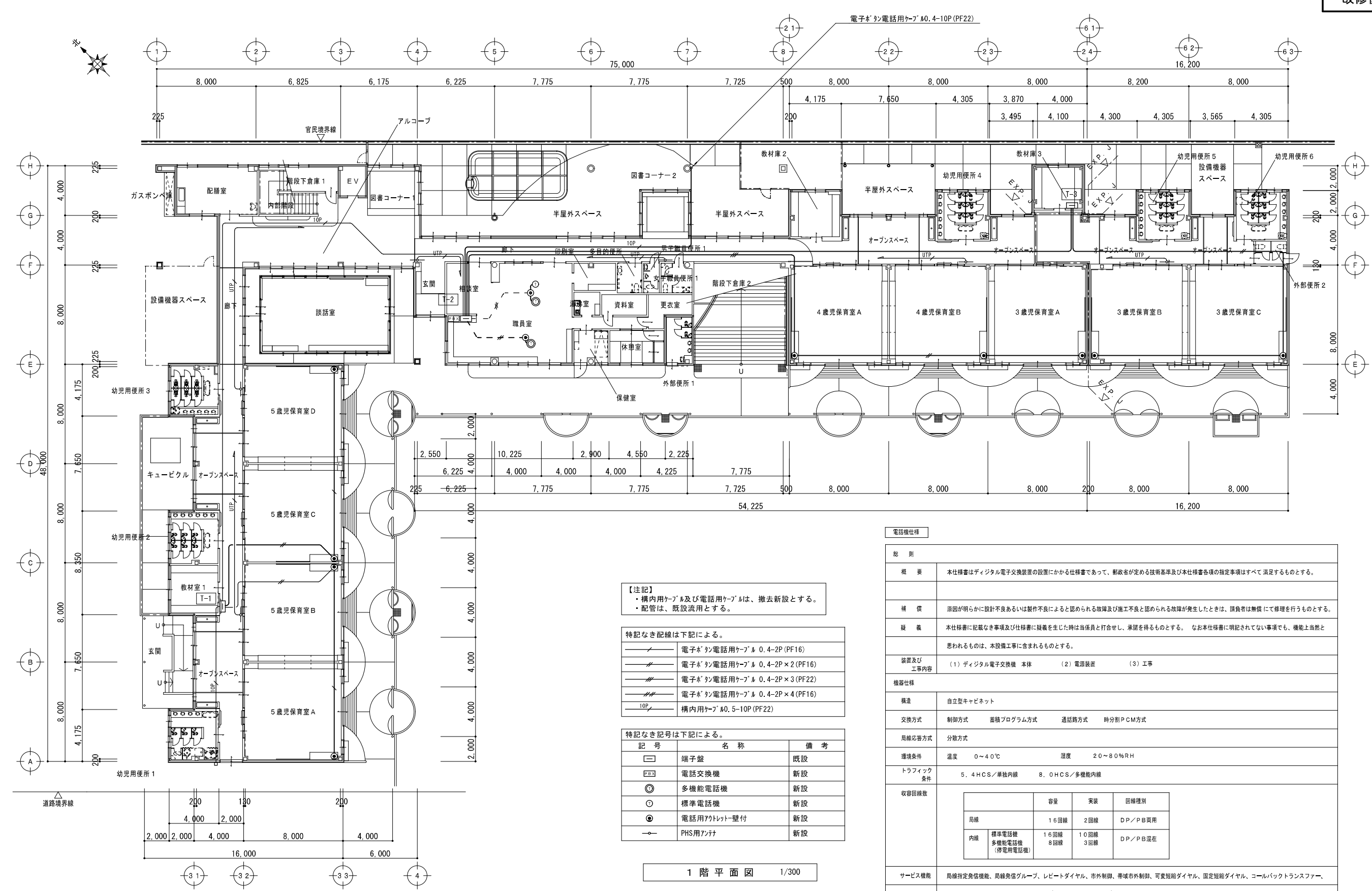
特記なき配線は下記による。		
	電子ケーブル電話用ケーブル 0.4-2P (PF16)	
	電子ケーブル電話用ケーブル 0.4-2P×2 (PF16)	
	電子ケーブル電話用ケーブル 0.4-2P×3 (PF22)	
	電子ケーブル電話用ケーブル 0.4-2P×4 (PF16)	
	構内用ケーブル 0.5-10P (PF22)	

特記なき記号は下記による。		
記号	名称	備考
	端子盤	既設
	電話交換機	撤去
	多機能電話機	撤去
	標準電話機	撤去
	電話用アクトリット壁付	撤去

1 階平面図 1/300

電話機仕様																						
総 則																						
概 要	本仕様書はデジタル電子交換装置の設置にかかる仕様書であって、郵政省が定める技術基準及び本仕様書各項の指定事項はすべて満足するものとする。																					
補 償	原因が明らかに設計不良あるいは製作不良によると認められる故障及び施工不良と認められる故障が発生したときは、請負者は無償にて修理を行うものとする。																					
疑 義	本仕様書に記載なき事項及び仕様書に疑義を生じた時は当係員と打合せし、承諾を得るものとする。 なお本仕様書に明記されていない事項でも、機能上当然と思われるものは、本設備工事に含まれるものとする。																					
装置及び工事内容	(1) デジタル電子交換機 本体 (2) 電源装置 (3) 工事																					
機器仕様																						
構造	自立型キャビネット																					
交換方式	制御方式	番積プログラム方式	通話路方式	時分割PCM方式																		
局線応答方式	分散方式																					
環境条件	温度	0～40℃		湿度 20～80%RH																		
トラフィック条件	5.4HCS/内線																					
収容回線数	<table><tr><th colspan="2"></th><th>容量</th><th>実装</th><th>回線種別</th></tr><tr><td colspan="2">局線</td><td>8回線</td><td>2回線</td><td>DP/PB両用</td></tr><tr><td rowspan="2">内線</td><td>標準電話機</td><td>16回線</td><td>10回線</td><td rowspan="2">DP/PB混在</td></tr><tr><td>多機能電話機 (停電用電話機)</td><td>8回線</td><td>2回線</td></tr></table>						容量	実装	回線種別	局線		8回線	2回線	DP/PB両用	内線	標準電話機	16回線	10回線	DP/PB混在	多機能電話機 (停電用電話機)	8回線	2回線
		容量	実装	回線種別																		
局線		8回線	2回線	DP/PB両用																		
内線	標準電話機	16回線	10回線	DP/PB混在																		
	多機能電話機 (停電用電話機)	8回線	2回線																			
サービス機能	局線指定発信機能、局線発信グループ、レポートダイヤル、市外制御、帯域市外制御、可変短縮ダイヤル、固定短縮ダイヤル、コールバックトランスファー、 可変不在転送アドオン、内線相互キャンブオン、トランクキャンブオン、リセットシフトコール内線代表、呼出信号区別、保留音、保留、自己保留、 ロックアウト、通話時分予報音、ピックアップ、ハウラ、ページングトランスファ等。																					
電源装置	整流器	交換機本体内に内蔵		蓄電池 (停電時通話確保30分以上)																		
通話規制	標準電話機は受信専用。																					





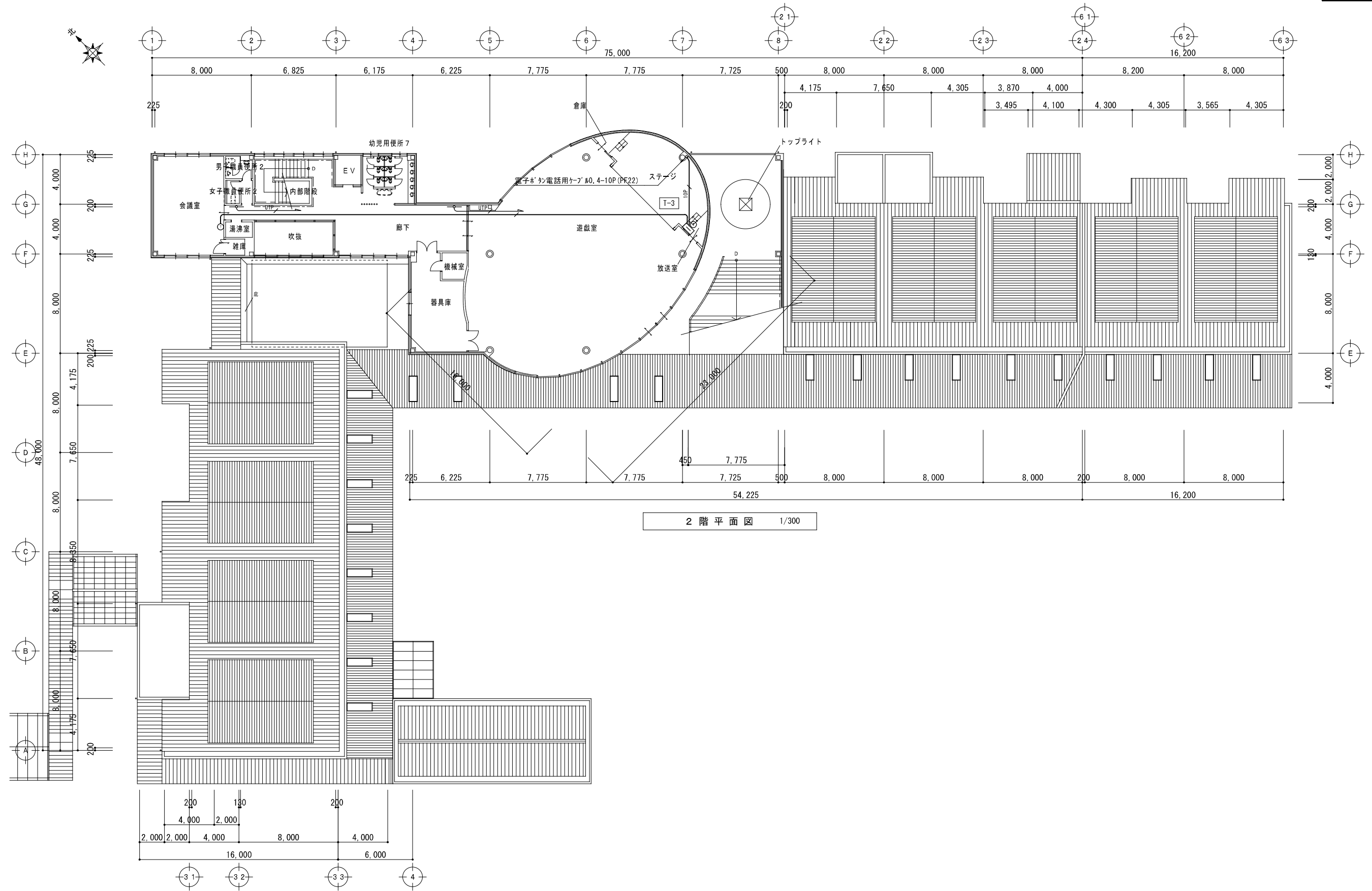
【注記】
・構内用ケーブル及び電話用ケーブルは、撤去新設とする。
・配管は、既設流用とする。

特記なき配線は下記による。		
	電子ケーブル電話用ケーブル 0.4-2P (PF16)	
	電子ケーブル電話用ケーブル 0.4-2P×2 (PF16)	
	電子ケーブル電話用ケーブル 0.4-2P×3 (PF22)	
	電子ケーブル電話用ケーブル 0.4-2P×4 (PF16)	
	構内用ケーブル 0.5-10P (PF22)	

特記なき記号は下記による。		
	端子盤	既設
	電話交換機	新設
	多機能電話機	新設
	標準電話機	新設
	電話用アクトレット壁付	新設
	PHS用アンテナ	新設

1 階 平 面 図 1/300

電話機仕様					
総 則					
概 要	本仕様書はデジタル電子交換装置の設置にかかる仕様書であって、郵政省が定める技術基準及び本仕様書各項の指定事項はすべて満足するものとする。				
補 償	原因が明らかに設計不良あるいは製作不良によると認められる故障及び施工不良と認められる故障が発生したときは、請負者は無償にて修理を行うものとする。				
疑 義	本仕様書に記載なき事項及び仕様書に疑義を生じた時は当係員と打合せし、承諾を得るものとする。 なお本仕様書に明記されていない事項でも、機能上当然と思われるものは、本設備工事に含まれるものとする。				
装置及び工事内容	(1) デジタル電子交換機 本体 (2) 電源装置 (3) 工事				
機器仕様					
構造	自立型キャビネット				
交換方式	制御方式	番積プログラム方式	通話方式	時分割PCM方式	
局線応答方式	分散方式				
環境条件	温度	0～40℃	湿度	20～80%RH	
トラフィック条件	5, 4HCS／単独内線		8, 0HCS／多機能内線		
収容回線数			容量	実装	回線種別
	局線		16回線	2回線	DP／PB両用
	内線	標準電話機 多機能電話機 (停電用電話機)	16回線 8回線	10回線 3回線	DP／PB混在
サービス機能	局線指定発信機能、局線発信グループ、レピーダイヤル、市外制御、帯域市外制御、可変短縮ダイヤル、固定短縮ダイヤル、コールバックトランスファー、可変不在転送アドオン、内線相互キャンボン、トランクキャンボン、リセットシフトコール内線代表、呼出番号区別、保留音、保留、自己保留、ロックアウト、通話中予報音、ピックアップ、ハウラ、ページングトランスファ等。				
電源装置	整流器	交換機本体内に内蔵	蓄電池	(停電時通話補償30分以上)	
通話規制	標準電話機は受信専用。				
PHS仕様	ラインキー8個付きPHS端末：20台 PHS用アンテナ：8台				



2 階 平 面 図 1/300

特 記 事 項	【建築設備の設計に関し意見を聴いた建築設備士】		株式会社 前野建築設計 管理建築士 一級建築士 第320204号 前野 将輝	一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-099号	代表設計者	設計担当	設計担当	設計担当	設計担当	法適合確認	作図 水谷 浩 校図 水谷 浩	工事名称	設計日
	第 28D1-0077MT 号 エーエフ環境技術オフィス 水谷 浩				一級建築士 第320204号 前野 将輝	一級建築士 第378328号 加藤 早妃	一級建築士 第360917号 前田 祐作	一級建築士 第307846号 三橋 五百子		川越幼稚園電話設備更新工事		R08/03/2	
										図面名称		縮 尺	図面番号
										【園舎】 改修後 2階平面図		A3:1/300 A1:1/150	E008